

藤崎バス乗継ターミナル施設管理業務委託に関する公募要項

令和8年度の藤崎バス乗継ターミナルの施設管理業務委託について、以下のとおり公募による見積合わせを行います。

ただし、この公募は、令和8年度当該業務の予算成立が前提であり、その他本市の事情により、公募及び契約を中止する場合について、市はいかなる責任も負いません。

1. 委託契約の概要

(1) 委託契約の件名

藤崎バス乗継ターミナル施設管理業務委託

(2) 委託業務の内容

別添「藤崎バス乗継ターミナル施設管理業務委託仕様書」を参照

(3) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2. 参加資格

参加申請書を提出する者は、次の参加資格全てを満たすものとする。

(1) 直近5年間に国又は地方公共団体の市民利用施設について施設管理業務（指定管理を含む）を受注し履行している実績があること。

施設管理業務とは、施設の毀損、破損、汚損、設備故障の予防・発見、異常がある場合の対応など施設全体を管理し、適切に供用する業務であり、個別の修理・点検、清掃、警備などの業務は施設管理業務ではないものとする。

(2) 直近5年間に国又は地方公共団体の市民利用施設で利用者等への窓口案内業務を受注し履行している実績があること。

窓口案内業務とは、施設の営業中常設の窓口において、利用者の問合せに対し、施設利用や周辺案内など接遇を伴う業務とする。

(3) 本市の区域内に本店（本社）又は支店（支社を含む）を有する法人であること。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(5) 本公募要項等公表日から落札者決定までの間に、福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けていない者であること。

(6) 措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。

(7) 市町村税を滞納していない者であること。

- (8) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (9) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立がなされている者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立がなされている者、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立がなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立がなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号及び福岡市暴力団排除条例（平成 22 年福岡市条例第 30 号。以下「本条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団ではない者、又は、法人でその役員に暴力団員に該当する者のいない者、若しくは、本条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。

3. スケジュール

公募開始	令和 8 年 3 月 4 日（水）
質問書受付期限	令和 8 年 3 月 10 日（火）
参加申請書等の提出期限	令和 8 年 3 月 18 日（水）
見積合わせの日時等通知	令和 8 年 3 月 19 日（木）頃
見積合わせ	令和 8 年 3 月 24 日（火）予定

4. 参加申請書等の提出

(1) 提出書類

参加申請者は、次の①～⑧に掲げる書類（以下「参加申請書類」という。）を提出期限までに提出しなければならない。ただし、福岡市競争入札参加資格者名簿に登録されている者については、③～⑧の書類については提出を省略することができる。

①参加申請書（様式 1）

②実績一覧表（様式 2）及び実績が確認できる書類

③誓約書（様式 3）

④登記事項証明書

発行後 3 カ月以内の現在事項全部証明書（または履歴事項全部証明書でも可）

⑤市税に関わる徴収金を滞納していないことの証明書

発行後 3 カ月以内の納税証明書（市税に関わる徴収金がないことの証明の記載があるもの。）

⑥消費税及び地方消費税納税証明書

本社所在地の所轄の税務署発行後 3 カ月以内の「納税証明書（その 3 の 3）」。

⑦役員名簿（様式 4）

役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の役員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。(監査役、監事、事務局長は含まない。)

⑧財務諸表(写し可)

直近決算2年分の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書

(2) 参加申請書の提出期間、提出場所及び提出方法

①提出期間

日時 令和8年3月4日(水)から令和8年3月18日(水)(閉庁日を除く。)

時間 午前10時から午後5時まで

②提出場所

福岡市道路下水道局管理部駐車場施設課(福岡市役所6階)

③提出方法

事前に連絡の上、提出期限までに直接持参すること。

5. 公募内容に関する質問

公募内容に関する質問については、質問書(様式5)により行うこととする。

(1) 受付期間

令和8年3月4日(水)から令和8年3月10日(火)まで

(2) 提出方法

下記のメールアドレスに電子メールで提出すること

parking.RSB@city.fukuoka.lg.jp

(3) 回答方法

令和8年3月12日(木)までに福岡市ホームページに掲示する。

6. 見積合わせの実施

(1) 参加申請書類を提出し、参加資格を満たした応募者に対して見積合わせの日時及び場所を記載した見積依頼書を電子メールで送付する。

(2) 本件見積合わせに関わる予定価格の制限の範囲内で、見積金額が最低であった者を契約の相手方とする。

(3) 前項に該当する者が2人以上あるときは、くじ引きにより契約の相手方を決定する。

(4) 消費税及び地方消費税を加えた契約金額については、1円未満の端数を切り捨てるものとする。

7. 契約保証金

契約を締結しようとする者は、契約締結までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付するか、福岡市契約事務規則第24条第3項に規定する担保を提供すること。ただし、同規則第25条の規定に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除

することがある。

8. その他留意事項

- (1) 参加申請書類の作成、提出にかかる費用は応募者の負担とする。
- (2) 4 (2) の参加申請書類の提出期間又は5 (1) の質問の受付期間を過ぎて提出された参加申請書又は質問書は一切受理しない。
- (3) 予算その他本市の事情により、この公募手続又はこの公募手続により行うこととなった見積合わせの手続を中止する場合がある。
- (4) 従事者の教育、訓練など受託者において行う業務の履行準備にかかる一切の費用は受託者の負担とする。

9. お問い合わせ先

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号

福岡市道路下水道局管理部駐車場施設課（福岡市役所6階） 担当：鳥越、野口

TEL：092-711-4443

Eメール：parking.RSB@city.fukuoka.lg.jp